

団体労災保険のご案内

＜労働災害総合保険＞

本制度は、政府労災保険の保険給付がなされた場合、その給付金の上乗せとして保険金をお支払いするもので、千葉県下各労働基準協会会員を被保険者とし、同協会連合会が保険契約者となる団体契約です。近年、労働災害に対する損害賠償責任額は高額化する傾向にあり、政府労災保険のみでは十分な備えとは言えなくなってきており、安定した企業経営のため労働災害に伴う企業の損害を補償するための制度です。

【特長】

1. 割引適用による割安な保険料 2025年も約66%割引を適用

千葉県下の労働基準協会の会員の皆さまが加入者となる本団体保険には、過去の損害率による割引ならびに事業場数割引が適用され、同種の保険に個別で契約されるより保険料が割安です。

2. 補償金額は自由に設定可能

災害補償規定など貴社の災害補償制度に合わせた補償設計ができます。

3. 政府労災保険の被用者はもれなく補償の対象

臨時雇い・アルバイトでも政府労災保険の被用者となれば、自動的に補償の対象となります。

※政府労災保険と同様に無記名。追加の報告等も不要です。

事業主でも政府労災保険に特別加入している場合には補償対象とすることもできます。

【ご加入にあたって】

1. 加入期間（保険期間）：2025年3月1日午後4時より2026年3月1日午後4時（1年間）

申込締切日：2025年2月6日（金） ※中途加入も可能です。

2. 加入資格：①政府労災に加入していること②千葉県下の労働基準協会の会員であること

3. 加入方法：裏面資料請求書を緑富士株までFAX（03-5577-2808）ください。

ご加入にあたっては、直近労働年度の「労働保険概算・確定保険料申告書」等の（写）が必要です。

このご案内は保険の特長を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

お申込みにあたっては、裏面の資料請求書でパンフレット・加入申込票をご請求ください。

幹事代理店	緑富士株式会社 営業部 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1 TEL：03-5244-5360 担当：岡部 義孝	引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 千葉支店 千葉第二支社 〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-7-4 TEL：043-225-3047 担当：小島
-------	---	--------	---

